

平成 24 年 7 月 9 日

建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いに関する Q & A

Q 1 施行時期が「平成 24 年 3 月 1 日以降に公告する工事について適用する」とあるが、平成 24 年 3 月 1 日以降公告工事とそれ以前に公告された工事を兼務することは可能か？

A 1 可能です。なお、兼務可否の判断は個別に行います。(詳しくは「建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」を参照願います。)

Q 2 現在、低入札工事に配置している技術者について、これから入札参加する他の工事が低入札でなかった場合は兼務することは可能か？

A 2 現在従事している低入札工事が岩手県発注工事の場合は、兼務は認められません。岩手県以外が発注した工事の場合は、兼務の可否については受注者が当該工事の発注者と協議することとなります。(詳しくは「建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」を参照願います。)